

『和光市議会議員政治倫理条例』に関する協議事項

旧 条 項	新 条 項	公明 党	ま ち 市 民	無 ・ 維 新	新 し い 風	緑 風 会	論 点 ・ ポ イ ン ト	会 派 意 見
第1条 目的 (新設)	第〇条 目的 第〇条 定義	●			●		ハラスメント防止を対象とするか 利益相反、寄附等、政治倫理審査会 行為規範、利益相反行為、ハラスメント、市民、審査会	
第2条 議員の責務 第6条 誓約書の提出	第〇条 議員の責務及び誓約	●			●		第2条・6条の統合・条項名の変更 地方自治法改正に伴う修正 誓約書提出頻度の改正(年1回) 住所・個人情報等の記載禁止の追加	
第3条 政治倫理基準	第〇条 行為規範	●	●	●	●		条項名の変更、既存(1)～(5)の文言見直し 市職員等への不当要求・ハラスメント等の禁止 政教分離の原則を尊重する旨の明文化 地域団体役員就任に関する例外規定追加	
第5条 関係企業に対する 議員の措置	第〇条 利益相反	●		●	●		条項名の変更 利益相反の申出を行う手続の制定 利益相反発生時の対応(辞退・議長による請求) 対象者・関係企業の範囲 地域団体役員就任時の留意点(除斥の可能性)	
第4条 市民の責務	第〇条 市民の責務				●		簡素化 or 条項の廃止	
第7条 市民の調査請求権	第〇条 市民の調査請求権	●	●		●	●	市民の範囲、署名帯小数(50名または100名以上) 電子署名の許容、虚偽の禁止(選管協力・却下等)	
第8条 審査会の設置 (新設)	第〇条 審査会の設置 第〇条 審査対象議員の権利保護	●	●	●	●	●	委員構成人数、外部有識者の人数、非公開の手続き 審査対象議員の権利保護(弁明機会等)	
第9条 審査会の調査	第〇条 審査会の調査	●			●	●	調査報告書提出期限、非公開の手続き	
第10条 請求内容の通知及 び公表 (新設)	第〇条 請求内容の通知及び公表	●			●		通知対象、公表内容(要旨か) 違反がなかった場合の対応	
(新設)	第〇条 倫理研修	●					年1度の議員研修導入	
(新設)	第〇条 政治倫理制度の運用報告	●					年1度の議長報告導入	
第11条 審査結果の尊重	第〇条 審査結果の尊重		●		●	●	措置の範囲、違反が認められなかった場合の対応	
第12条 議員の協力義務	第〇条 議員の協力義務				●		義務内容の明確化、拒否した場合の対応明記	
第13条 委任	第〇条 委任				●		施行規則を定める場合は議会議決が必要	
附則 施行期日 経過措置	附則 施行期日 経過措置	●			●		施行期日の設定 施行前の行為への適用可否	
(新設)	第〇条 ハラスメントの禁止		●		●		ハラスメント行為禁止の明確化	
(新設)	第〇条 ハラスメントに係る申出 および調査				●		ハラスメントの申出、審査会・議長の対応	

注) 和光・まりづくり市民の会=まち市民 無所属の会・維新=無・維新 新しい風・希望=新しい風

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改定案》
<p>(第1条) 目的</p> <p>この条例は、和光市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の厳粛な信託を受けた全体の奉仕者としての自覚に立ち、自らの人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(第1条) 目的</p> <p>この条例は、和光市議会議員が市民全体の代表として使命を自覚し、議会に対する市民の信頼を確保するため、政治倫理に関する基準及び手続を定め、議員の行為の透明性及び説明責任を確保することを目的とする。</p>	<p>(第1条) 目的</p> <p>この条例は、和光市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の利益のために職務を公正かつ誠実に遂行し、私的利益の関与及び不当な行為を排除し、もって市政に対する市民の信頼を確保するため、議員の行為に関する規範及びハラスメント防止に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(第〇条) 目的</p>

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改定案》
<p>(新設)</p>	<p>(第2条) 定義</p> <p>この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「利益相反」とは、議員の指摘利益と公的職務が定職し、議員の判断の公正性に疑念を生じさせるおそれのある状態をいう。</p> <p>(2) 「寄附等」とは、議員がその地位を利用して行う金銭、物品その他の利益の供与又は受領をいう。</p> <p>(3) 「政治倫理審査会」とは、第〇条に基づき設置される議会附属機関をいう。</p>	<p>(第2条) 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行為規範 議員がその職務を行うに当たり、遵守すべき公正、誠実及び透明性に関する行動基準をいう。</p> <p>(2) 利益相反行為 議員又はその親族その他特定の関係者が、市の契約、補助、許認可その他市の関与する行為に利害関係を有する場合における、議員の職務上の関与をいう。</p> <p>(3) ハラスメント 議員がその地位又は職務上の関係を利用して、他の議員、市の職員又は市民に対し、身体的若しくは精神的な苦痛を与える言動、性的な言動その他の人格を否定し、又は人権を侵害する不当な行為をいう。この場合において、ハラスメントの判断基準となる類型については、規則で定める。</p> <p>(4) 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(5) 審査会 第9条の規定に基づき議会に設置される和光市議会議員行為規範審査会をいう。</p>	<p>(第〇条) 定義</p>

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改定案》
<p>(第2条) 議員の責務</p> <p>議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>(第6条) 誓約書の提出</p> <p>議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(第6条) 誓約書の提出</p> <p>1 議員は、議員の就任に際し、別に定める様式による誓約書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議員は、毎年1階、政治倫理基準の遵守に関する誓約を更新しなければならない。</p> <p>3 誓約書には、住所その他の不必要な個人情報を記載させてはならない。</p>	<p>(第3条) 議員の責務及び誓約</p> <p>議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>2 議員は、前項に規定する職務の遂行にあたり、市民全体の代表者として、地方自治の本旨に従い、公正、誠実及び透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 議員は、その職務の遂行に当たり、市民の信頼を損なう行為をしてはならない。</p> <p>4 議員は、この条例の趣旨を理解し、これを遵守することを誓約する書面を議長に提出しなければならない。</p>	<p>(第〇条) 議員の責務及び誓約</p>

《現状》	【公明党】	【まちづくり市民の会】	【無所属の会 維新】	【新しい風・希望】	《改定案》
(第3条) 政治倫理基準 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	(第3条) 政治倫理基準 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	(第3条) 政治倫理基準	(第3条) 政治倫理基準	(第4条) 行為規範 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。	(第〇条) 行為規範 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。
(1)市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	(1)市民全体の利益を最優先し、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2)職務上の地位を利用して、自己又は第三者の利益を図る行為をしてはならないこと。		(追加) ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（自治会等）の役員に就任し、その活動を行うこと自体は、本条に定める不正の疑惑を持たれる行為とはみなさない。	(1)市民全体の利益を優先し、自己又は第三者の利益を図る行為をしてはならないこと。	(1)市民全体の利益を優先し、職務上の地位を利用して、自己又は第三者の利益を図る行為をしてはならないこと。 ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（自治会等）の役員に就任し、その活動を行うこと自体は、本条に定める行為とみなさない。
(2)政治活動に関し、企業及び団体等からの政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けてはならないこと。その後援団体についても同様とすること。	(3)寄附、あっせん、口利きその他の不当な影響力の行使を行ってはならないこと。			(2)利害関係者からの供応、贈与又は寄附（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他法令により認められるものを除く。）を受けてはならないこと。	(2)利害関係者からの供応、贈与又は寄附（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他法令により認められるものを除く。）を受けてはならないこと。
(3)市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、又は紹介をするなど有利な取り計らいをしないこと。	(4)利益相反の状況を認識したときは、速やかに申告し、必要な措置をとること。			(3)市の契約、補助、許認可その他行政手続において、特定の者に有利又は不利な取扱いをさせるなど、不当な影響を及ぼす行為をしてはならないこと。	(3)市の契約、補助、許認可その他行政手続において、特定の者に有利又は不利な取扱いをさせるなど、不当な影響を及ぼす行為をしてはならないこと。
(4)市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。		(4)市職員その他市政に関係する者に対し、その地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布その他の行為により人権を侵害してはならない。		(4)市職員の人事又は職務執行に対して、不当な介入をしてはならないこと。	(4)市職員の人事又は職務執行に対して、不当な介入をしてはならないこと。
(5)市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。					(5)市職員その他市政に関係する者に対し、その地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布その他の行為により人権を侵害してはならないこと。
2 議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持たれ、道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしなければならない。	(5)政治倫理審査会の調査に誠実に協力し、虚偽の報告、資料の隠ぺいその他調査を妨げる行為をしてはならないこと。 (6)市民に対し、説明責任を果たすよう努めること。	(7)憲法に定める信教の自由及び政教分離の原則を尊重し、公務において特定の宗教団体を支援し、又は宗教的活動と誤解されるおそれのある行為を行わないよう努めなければならない。		(5)前各号に掲げるもののほか、市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないこと。	(6)政教分離の原則を尊重し、公務において宗教的活動と捉えられる行為を行ってはならないこと。 (7)前各号に掲げるもののほか、市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないこと。

《現状》	【公明党】	【無所属の会 維新】	【新しい風・希望】	《改定案》
<p>(第5条) 関係企業に対する議員の措置</p> <p>議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう市が行う公共事業等の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約等の契約行為について、議員の配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員と同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に関与する企業がその契約を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「<u>実質的に経営に関与する企業</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。</p> <p>(1)議員が、その経営方針に関与している企業</p> <p>(2)議員が、資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業</p> <p>(3)議員が、報酬を定期的に受領している企業</p>	<p>(第11条) 利益相反の申告</p> <p>1 議長は、<u>議案の審査又は採決に関し、利益相反の状況があると認めるとき</u>は、その旨を議長に申告しなければならない。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、当該議員に対し、<u>審議又は採決への不参加を求めることができる</u>。</p> <p>3 利益相反の申告内容は、<u>議会ウェブサイトにおいて公表する</u>。</p>	<p>(第5条) 関係企業に対する議員の措置</p> <p>議員は、<u>自身が役員を務める地域団体に対し、直接的に個別の利益をもたらす議案や請願・陳情の審査においては、地方自治法第117条の趣旨に則り、除外の対象となることを自覚し慎重に行動しなくてはならない</u>。</p>	<p>(第5条) 利益相反の回避等</p> <p>議員は、<u>自己、配偶者又は二親等以内の親族が経営に関与する企業（以下「関係企業」という。）が、市の契約その他の事務に関与する場合には、当該関係の内容を適切に把握し、必要に応じて議長に報告するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない</u>。</p> <p>2 議員は、<u>関係企業が関与する市の契約その他の事務について、審査、決定、監督その他これらに準ずる意思決定過程に関与してはならない</u>。</p> <p>3 議員は、<u>関係企業の利益を図る目的をもって、市の職員その他関係者に対し、不当な働きかけを行ってはならない</u>。</p> <p>4 前各項に規定する「<u>経営に関与する企業</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。</p> <p>(1) <u>議員等が役員（地方自治法第92条の2に規定する役員等をいう。以下同じ。）又は経営方針の決定に関与する職に就いている企業</u></p> <p>(2) <u>議員等が資本金その他これに準ずるものの10分の1以上を出資している企業</u></p> <p>(3) <u>議員等が報酬を継続的に受領している企業（ただし、実質的に経営方針の決定に関与していないと認められる場合を除く。）</u></p>	<p>(第〇条) 利益相反</p>

《現状》	【新しい風・希望】	《改定案》
<p>(第4条) 市民の責務</p> <p>市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する義務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。</p> <p>(1) 第3条第1項第3号に規定する公共工事、業務委託等の推薦又は紹介の依頼</p> <p>(2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼</p> <p>(3) 道義的批判を受けるおそれのある寄付行為</p> <p>(4) 飲食の供与その他社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為</p>	<p>(第8条) 市民の責務</p> <p>市民は、議員に対し、その職務の公正を妨げるおそれのある不当な働きかけ、供応その他の行為を行わないように努めなければならない。</p>	<p>(第〇条) 市民の責務</p>

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改正案》
<p>(第7条) 市民による調査請求</p> <p>市民(法第18条に定める選挙権を有する者に限る。以下この条において同じ。)は、議員が第3条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面に、<u>議員3人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民の総数の100分の1以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</u></p>	<p>(第7条) 市民による調査請求</p> <p>1 <u>選挙権を有するもの50人以上の連署により、議員の行為が政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、文書により調査を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>調査請求は、電子署名その他条例で定める方法により行うことができる。</u></p> <p>3 <u>議長は請求があったときは、速やかに政治倫理審査会に付議しなければならない。</u></p>	<p>(第10条) 市民による審査請求及び虚偽請求の禁止</p> <p>市民は、議員に第4条又は第6条の規定に違反する疑いがあるときは、これを証する書類を添え、<u>市民の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議長に対し、文書により審査を請求することができる。</u></p> <p>2 何人も、特定の議員を陥れる目的、選挙の公正を害する目的その他不当な目的をもって、<u>虚偽の事実に基づき前項の審査を請求してはならない。</u></p> <p>3 議長は、第1項の請求があったときは、<u>当該請求に係る署名の有効性を審査しなければならない。</u>この場合において、議長は、必要に応じて和光市選挙管理委員会に対し、<u>技術的助言又は協力を求めることができる。</u></p> <p>4 議長は、<u>請求の手続きに不備があると認めるときは、当該請求を却下するものとする。</u></p>	<p>(第〇条) 市民による審査請求及び虚偽請求の禁止</p>

【まちづくり市民の会】市民の増数の100分の1以上 → 市民100人以上 【緑風会】市民請求のハードルが高すぎる

《現状》	【公明党】	【まちづくり市民】	【新しい風・希望】	《改正案》
<p>(第8条) 審査会の設置</p> <p>議長は、前条の規定による市民の調査の請求を受けたときは、<u>10日以内に和光市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、これにその審査を付託しなければならない。</u></p> <p>2 <u>審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。</u></p> <p>4 <u>審査会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することに支障があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができる。</u></p> <p>5 <u>委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>6 <u>委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。</u></p>	<p>(第8条) 政治倫理審査会の設置</p> <p>議会に、政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審査会は、次に掲げるもの5人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、議長が議会の同意を得て任命する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>5 <u>委員は、審査の独立性を損なうおそれのある利害関係を有してはならない。</u></p>	<p>(第8条) 審査会の設置</p> <p>2 <u>審査会の委員は、7人とし、議員及び学識経験者その他意見を有する者の中から議長が任命する。ただし、委員のうち2人以上は議員以外の者とする。</u></p>	<p>(第9条) 行為規範審査会の設置</p> <p>議長は、この条例に基づく調査又は審査を行うため、<u>和光市議会議員行為規範審査会を設置する。</u></p> <p>2 <u>審査会は、委員5名をもって組織し、次に掲げる者のうちから議長が議会の同意を得て任命する。</u></p> <p>(1) <u>議員 2名</u></p> <p>(2) <u>学識経験を有する者 3名</u></p> <p>3 <u>審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、和光市議会傍聴規則に準じ、個人情報の保護その他必要があると認められる場合は、審査会の決定により非公開とすることができる。</u></p> <p>4 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p>	<p>(第〇条) 審査会の設置</p>

【無所属の会・維新】客観性と専門性を担保し、第三者を関与させる仕組みに見直し

【緑風会】議長が審査会の委員を任命、審査会メンバーが全員議員(2項)、審査会の公開が曖昧で、非公開にしやすい(4項)

《現状》	【新しい風・希望】	《改正案》
<p>(新設)</p>	<p>(第11条) 審査対象議員の権利保護</p> <p>審査会は、審査の過程において、<u>審査の対象となっている議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、弁明の機会を付与しなければならない。</u></p> <p>2 <u>審査対象議員は、審査会に出席して意見を述べ、又は自ら選任した代理人(補佐人)を同席させ、助言を受けることができる。</u></p> <p>3 <u>審査対象議員は、審査会に対し、自己に有利な証拠を提出し、又は関係者の出席を求めるよう申し出ることができる。</u></p> <p>4 <u>審査会は、審査対象議員の名誉を保護するため必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。</u></p>	<p>(第〇条) 審査対象議員の権利保護</p>

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改正案》
<p>(第9条) 審査会の調査</p> <p>審査会は、第8条第1項の規定により調査を付託されたときは、当該事案の存否の調査を行い、当該調査を付託された日の翌日から起算して60日以内に調査結果の報告書を議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の調査を行うため当該議員その他関係者に対し、事情聴取することができる。</p>	<p>(第9条) 審査手続</p> <p>1 審査会は、調査請求に基づき、必要な調査を行う。</p> <p>2 審査会は、調査の経過及び結果について、理由を付して議長に報告しなければならない。</p> <p>3 審査会の会議は公表を原則とし、非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>4 審査会は、議事録を作成し、非公開部分を除き公表しなければならない。</p>	<p>(第12条) 審査会の調査及び報告</p> <p>審査会は、第10条第3項の規定により適法と認められた審査の請求を受けたときは、速やかに当該事案の調査を開始し、付託を受けた日から起算して60日以内に、結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を限度として延長することができる。</p>	<p>(第〇条) 審査会の調査及び報告</p>

【緑風会】 審査会の調査権限が弱い

《現状》	【公明党】	【新しい風・希望】	《改正案》
<p>(第10条) 請求内容の通知及び公表</p> <p>議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならない。</p>	<p>(第10条) 調査結果の公表</p> <p>1 議長は、審査会から報告を受けたときは、その調査結果を速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 公表は、市議会の掲示板及び市議会ウェブサイトにおいて行うものとする。</p> <p>3 公表期間は、原則として5年間とする。</p>	<p>(第13条) 請求内容の通知及び公表</p> <p>議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかにその要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、審査の結果、違反の事実が認められた場合に限り、その要旨を公表するものとする。</p> <p>3 審査の結果、違反の事実が認められなかった場合において、議長は、原則として公表を行わない。ただし、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合、又は当該議員から公表の申し出があった場合に限り、名誉回復に必要な範囲で、違反がなかった旨を公表するものとする。</p>	<p>(第〇条) 請求内容の通知及び公表</p>

《現状》	【公明党】	《改正案》
<p>(新設)</p>	<p>(第12条) 倫理研修</p> <p>1 議員は、毎年1回以上、政治倫理に関する研修を受講しなければならない。</p> <p>2 議長は、研修の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p>	<p>(第〇条) 倫理研修</p>

《現状》	【公明党】	《改正案》
<p>(新設)</p>	<p>(第13条) 政治倫理制度の運用報告</p> <p>議長は、毎年度、政治倫理制度の運用状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。</p>	<p>(第〇条) 政治倫理制度の運用報告</p>

【現状】	【ほちづくり市民の会】	【新しい風・希望】	
<p>(第11条) 審査結果の尊重            議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、<u>議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(第11条) 審査結果の尊重            議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、<u>違反の内容及び程度を踏まえ、次の措置を講ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>文書による警告</u>            (2) <u>公開の場における謝罪の勧告</u>            (3) <u>辞職の勧告</u>            (4) <u>違反事実の公表</u></p>	<p>(第14条) 措置            議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認めるときは、その議決により、次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例を遵守させるための勧告</u>            (2) <u>議員辞職の勧告</u> (当該違反の態様が重大であり、議員としての責務を著しく損なうと認められる場合に限る。) (辞職勧告の議決には出席議員の4分の3以上の賛成を要する。)            2 議長は、審査会の報告により、当該行為が地方自治法第135条に規定する懲罰の事由に該当すると認めるときは、同法及び会議規則の定めるところにより、<u>懲罰に関する手続をとるものとする。</u>            3 議会は、審査の結果、<u>違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、公表の取消し、議長による公式声明の発出その他名誉回復のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(第〇条) 措置</p>

【緑風会】審査員の結論に拘束力がない、処分内容が条例に明記されていない

【現状】	【新しい風・希望】	【改正案】
<p>(第12条) 議員の協力義務            議員は、審査会の要請があるときは、その<u>会議に出席して意見を述べ、又は関係資料を提出しなければならぬ。</u></p>	<p>(第15条) 議員の協力義務            議員は、審査会の求めに応じ、<u>誠実に資料を提出し、又は出席して説明しなければならない。正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとする。</u></p>	<p>(第〇条) 議員の協力義務</p>

【現状】	【新しい風・希望】	【改正案】
<p>(第13条) 委任            この条例の施行に関し必要な事項は、<u>議長が定める。</u></p>	<p>(第16条) 委任            この条例の施行に関し必要な事項は、<u>議長が議会の議決を経て別に定める。</u></p>	<p>(第〇条) 委任</p>

【現状】	【公明党】	【新しい風・希望】	
<p>附則 (施行期日)            1 この条例は、平成15年1月1日(以下「<u>施行日</u>」という。)から施行する。            (経過措置)            2 この条例施行の際、現に議員である者の<u>誓約書の提出</u>については、第6条中「議員の任期開始の日から30日以内」とあるのは、「この条例の施行日以後速やかに」と読み替えて適用する。            3 第7条の規定は、この条例の施行日以後になされた議員の行為について適用し、<u>施行日前になされた議員の行為については、適用しない。</u></p>	<p>附則 (施行期日)            この条例は、<u>公布の日から施行する。</u>            ただし、<u>審査会委員の任命その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。</u></p>	<p>附則 (施行期日)            1 この条例は、<u>公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。</u>            (経過措置)            2 この条例の施行の際、現に議員である者の第3条第4項に規定する<u>誓約書の提出</u>については、この条例の施行の日以後速やかに行うものとする。</p>	<p>附則 (施行期日)            (経過措置)</p>

《現状》	【新しい風・希望】	《改正案》
(新設)	<p>(第6条) ハラスメントの禁止</p> <p>議員は、他の議員、市の職員又は市民に対し、その地位又は権限を利用してハラスメントを行ってはならない。</p> <p>2 議員は、議会活動及び公務の遂行に当たり、相互の人格及び人権を尊重し、健全で安全な活動環境の維持に努めなければならない。</p>	(第〇条) ハラスメントの禁止

《現状》	【新しい風・希望】	《改正案》
(新設)	<p>(第7条) ハラスメントに係る申出及び調査</p> <p>議員、職員又は市民は、議員によるハラスメントの被害を受け、又はその事実があることを知ったときは、議長に対し、文書によりその旨を申し出ることができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による申出があったときは、速やかに審査会に付託し、その調査を求めなければならない。</p> <p>3 審査会は、当該事案について必要な調査を行い、関係者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 審査会は、調査を終えたときは、その結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。</p> <p>5 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果の要旨を当該申出者及び関係議員に通知し、併せて議会に報告しなければならない。</p>	(第〇条) ハラスメントに係る申出及び調査